



# 山形県公報

平成23年1月14日(金)  
第2211号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……27
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の  
廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(生産技術課) ……28
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(最上総合支庁農村計画課) ……29
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 都市計画事業の認可の告示……………(同) ……同
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……30

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(新庄病院) ……同

## 告 示

### 山形県告示第33号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.65パーセント」を「年0.75パーセント」に、「年0.40パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年12月9日から適用する。
- 2 平成22年12月9日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第34号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
社会福祉法人羽黒百寿会 鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198 番地の3	障害者居宅介護事業所かみじ荘 鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地 の3	重度訪問介護	平成22.12.7

**山形県告示第35号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成23年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び住所
  - (1) 名称 最上川第八漁業協同組合
  - (2) 住所 東田川郡庄内町肝煎字蟹澤52番地
- 2 漁業権の免許番号  
内共第16号
- 3 変更の内容  
第10条第1項の表中

うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、うなぎ、もくずがに	釣り、徒手採捕、すくい網、やす（かじかに限る。）	1日	1,000円
		1年	5,000円

を

うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。）、いわな、うなぎ、もくずがに	釣り、徒手採捕、すくい網、やす（かじかに限る。）	1日	1,000円
		1年	5,000円
さくらます（海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。）	釣り	1日	3,000円
		1年	10,000円

に改め、同条第2項中

「500円」を「1,000円」に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日  
平成23年2月1日

**山形県告示第36号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営志戸田地区土地改良事業（地域水田農業再編緊急整備事業（緊急整備型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営志戸田地区土地改良事業（地域水田農業再編緊急整備事業（緊急整備型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
山形市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成23年1月20日から同年2月18日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決

定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営鮭川左岸地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称  
県営鮭川左岸地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所  
鮭川村役場

3 縦覧に供する期間  
平成23年1月14日から同年2月14日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 寒河江都市計画下水道
- (2) 名 称 寒河江市公共下水道

2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第39号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

平成23年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
- (2) 名 称 3・2・5号旅籠町八日町線

2 施行者の名称  
山形県

3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

- (1) 収用の部分 山形市旅籠町一丁目、木の実町、七日町一丁目及び本町一丁目地内
- (2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

平成23年1月5日 東北地方整備局告示第3号

## 山形県告示第40号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成23年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成23年1月6日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
布施源造 第872号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。

---

## 公 告

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年1月14日

山形県立新庄病院長 鈴 木 知 信

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
医事会計システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営課情報企画係 新庄市若葉町12番55号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成22年10月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 167,769,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当